第九十条の四の五中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に改め、同条第一号中「銀行法」の下に「第五十二条の六十の三十三第一項若しくは」を加え、「同項」を「これら」に、「者」を「とき。」に改め、同条第二号中「（第二号を除く。）」を削り、「者」を「とき。」に改め、同条第三号中「者」を「とき。」に改め、同条第四号中「第二号及び」を削り、「者又は」を「とき、又は」に、「をした者」を「をしたとき。」に改め、同条第五号中「者又は」を「とき、又は」に、「をした者」を「をしたとき。」に改める。

第九十条の四の六中「銀行法第五十二条の七十一若しくは第五十二条の七十三第九項の規定による記録の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の記録を作成した」を「次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした」に改め、同条に次の各号を加える。

一　第八十五条の三の二第三項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をして、信用金庫電子決済等代行業を営んだとき。

二　銀行法第五十二条の七十一若しくは第五十二条の七十三第九項の規定による記録の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の記録を作成したとき。

第九十条の四の七中「者」を「ときは、当該違反行為をした者」に改める。

第九十条の五中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に改め、同条第一号中「者」を「とき。」に改め、同条第二号中「の規定」を「又は第五十二条の六十の九第一項若しくは第二項の規定」に、「者」を「とき。」に改め、同条第三号中「の規定」を「又は第五十二条の六十の九第三項の規定」に、「同条第一項」を「銀行法第五十二条の四十第一項」に、「又はこれ」を「若しくは銀行法第五十二条の六十の九第一項の標識又はこれら」に、「者」を「とき。」に改め、同条第四号中「銀行法」の下に「第五十二条の六十の二十七第三項又は」を加え、「その名称中に」を「、その名称中に認定信用金庫電子決済等取扱事業者協会の協会員又は」に、「使用した者」を「使用したとき。」に改め、同条第五号及び第六号中「者」を「とき。」に改める。

第九十条の六中「第八十七条の四第四項」の下に「若しくは銀行法第五十二条の六十の三十六第七項」を加え、「者」を「ときは、当該違反行為をした者」に改める。

第九十条の七第一項第二号中「若しくは第六号又は第九十条の四第一号」を「、第六号若しくは第八号又は第九十条の四第一号若しくは第三号」に改め、同項第三号中「第九十条の四の二」を「第九十条の四第二号又は第九十条の四の二」に改め、同項第四号中「第九十条の四第二号」を「第九十条の四第四号」に改める。

第九十一条第一項中「、信用金庫代理業者」の下に「（信用金庫代理業者が法人であるときは、その取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員、監査役、理事、監事、代表者、業務を執行する社員又は清算人）、信用金庫電子決済等取扱業者の取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員、監査役、支配人若しくは清算人（外国電子決済等取扱業者である信用金庫電子決済等取扱業者にあつては、日本における代表者又は清算人）」を加え、「電子決済等代行業者（信用金庫代理業者、」を「電子決済等代行業者（」に、「清算人）又は」を「清算人）又は認定信用金庫電子決済等取扱事業者協会若しくは」に改め、同項第十四号中「第五十二条の六十一第三項」を「第五十二条の六十の二第三項、第五十二条の六十の七第一項若しくは第二項」に改め、同項第二十五号中「において」を「又は銀行法第五十二条の六十の三十六第七項において」に改め、同項第二十六号中「第五十二条の五十五」の下に「、第五十二条の六十の二十二、第五十二条の六十の三十四第一項」を加え、同項第二十八号中「第五十二条の四十九」の下に「、第五十二条の六十の十八」を加える。

第九十一条の二中「次の」を「次の各号の」に改め、同条各号中「において」を「又は銀行法第五十二条の六十の三十六第七項において」に改める。

第九十三条の二中「正当な理由がないのに銀行法第五十二条の六十一の二十一第一項の規定による名簿の縦覧を拒んだ」を「次の各号のいずれかに該当する」に改め、同条に次の各号を加える。

一　正当な理由がないのに銀行法第五十二条の六十の二十七第一項又は第五十二条の六十一の二十一第一項の規定による名簿の縦覧を拒んだ者

二　銀行法第五十二条の六十の三十六第一項若しくは第四項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第九十四条第一号中「銀行法」の下に「第五十二条の六十の二十七第二項又は」を加え、「その名称中に」を「、その名称中に認定信用金庫電子決済等取扱事業者協会又は」に改める。

（預金保険法の一部改正）

第五条　預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

第三十五条第一項中「同じ。）又は」を「同じ。）」に、「）に」を「）又は電子決済等取扱業者等（銀行法第二条第十八項に規定する電子決済等取扱業者、信用金庫法第八十五条の三の二第一項に規定する信用金庫電子決済等取扱業者及び協同組合による金融事業に関する法律第六条の四の四第一項に規定する信用協同組合電子決済等取扱業者をいう。以下同じ。）に」に改め、同条第二項中「及び金融機関代理業者」を「、金融機関代理業者及び電子決済等取扱業者等」に改め、同条第三項中「又は金融機関代理業者」を「、金融機関代理業者又は電子決済等取扱業者等」に改める。

第三十七条第一項第一号中「金融機関代理業者及び」を「金融機関代理業者、株式会社商工組合中央金庫の」に、「相手方」を「相手方及び当該金融機関を委託金融機関（銀行法第二条第十七項第二号に規定する委託銀行、信用金庫法第八十五条の三第二項第二号に規定する委託信用金庫及び協同組合による金融事業に関する法律第六条の四の三第二項第二号に規定する委託信用協同組合をいう。以下同じ。）とする電子決済等取扱業者等」に改め、同項第三号中「金融機関代理業者、株式会社商工組合中央金庫の」に、「相手方」を「相手方及び当該金融機関等を委託金融機関とする電子決済等取扱業者等」に改め、同条第三項中「使用人。」を「使用人を含む。」に改め、同項第一号中「、監事」を「（会計参与が法人である場合にあつては、その職務を行うべき社員を含む。次号及び第八十一条第一項において同じ。）、監事」に、「並びに」を「（会計監査人が法人である場合にあつては、その職務を行うべき社員を含む。同号及び同項において同じ。）並びに」に改め、同項第二号中「社員」の下に「（業務を執行する社員が法人である場合にあつては、その職務を行うべき者を含む。）」を加え、同項第三号中「金融機関代理業者又は」を「金融機関代理業者、」に、「相手方」を「相手方又は破綻金融機関を委託金融機関とする電子決済等取扱業者等」に改め、同項第四号中「金融機関代理業者若しくは」を「金融機関代理業者、」に、「相手方」を「相手方若しくは特別監視金融機関等を委託金融機関とする電子決済等取扱業者等」に改める。

第五十五条の二第三項中「又は」を「、又は」に、「）に」を「次項において同じ。）に」に改め、同条第四項中「は、前項」を「及び電子決済等取扱業者等は、前二項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　第二項の規定により資料の提出を求められた金融機関を委託金融機関とする電子決済等取扱業者等は、当該金融機関の求めに応じ、内閣府令・財務省令で定めるところにより、電子情報処理組織を使用して、又は磁気テープにより、遅滞なく、これを当該金融機関に提出しなければならない。

第五十八条の三第二項中「前項」を「前二項」に、「に対し」を「又は電子決済等取扱業者等に対し」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　電子決済等取扱業者等は、委託金融機関が前項に規定する措置を講ずるために必要な電子情報処理組織の整備その他の内閣府令で定める措置を講じなければならない。

第六十九条の二第一項中「第五十五条の二第四項」を「第五十五条の二第五項」に改める。

第八十一条第一項中「する金融機関代理業者又は」を「する金融機関代理業者（金融機関代理業者が法人である場合にあつては、その役員及び使用人を含む。）」に、「金融機関代理業者又は同項に規定する代理若しくは媒介に係る契約の相手方が法人である場合にあつては、役員及び使用人」を「その役員及び使用人を含む。）及び被管理金融機関を委託金融機関とする電子決済等取扱業者等（その役員及び使用人を含む。）」に、「被管理金融機関及び」を「被管理金融機関並びに」に、「金融機関代理業者若しくは」を「金融機関代理業者」に、「の帳簿」を「及び被管理金融機関を委託金融機関とする電子決済等取扱業者等の帳簿」に改める。

第百十五条中「及び特別危機管理銀行」を「、特別危機管理銀行」に、「に対し」を「及び特別危機管理銀行を委託金融機関とする電子決済等取扱業者等に対し」に改める。